

年末特別警戒活動の実施

年末に発生が増加が懸念される犯罪や事故等を未然に防止し、県民の**日常生活の安全と平穩を確保**することを目的に、「年末特別警戒活動」を実施します。

【特別警戒取締り期間】

令和6年12月12日(木)～令和6年12月31日(火)までの20日間

【活動重点】

- ① 強盗事件等各種犯罪の未然防止及び街頭警戒活動の強化
- ② 飲酒運転の根絶に向けた取組の強化
- ③ 暴力団排除活動等の積極的な推進
- ④ テロ等重大事案の未然防止

【犯罪防止対策】

○強盗対策

強盗などの被害に遭わないよう、**防犯体制**の見直し・強化をお願いします。

○特殊詐欺対策

電話やメール、SNSでのお金のはずかしめは詐欺を疑い、家族や知人、警察に相談しましょう。



12月号

広報
類家交番



八戸警察署類家交番
0178-24-3012

暴力団の摘発には皆様の情報提供が不可欠です

暴力団からの不当な要求や嫌がらせでお困りの方は、お近くの交番、警察署または公益財団法人青森県暴力追放県民センターへご相談を

警察 017-735-9110または
#9910 (プッシュホン電話)
公益財団法人青森県暴力追放県民センター
017-723-8930

暴力団や匿名・流動型犯罪者グループ(犯罪組織)が関与する犯罪等やオンラインカジノ賭博事犯の通報を匿名で受け、有効な通報を行った方に対して、情報

料(100万円以内) (電話受付は月～金 10:00～17:00)
<http://www.tokumei2.4.jp>
が支払われます。

地域全体で防犯意識の向上を

地域全体で子どもや女性の犯罪被害防止のために防犯意識を高めましょう。

青森県警察では、青森県警察防犯アプリ「まもリン」を運用しています。

皆さんの身近で発生する事案の情報などを提供しています。ダウンロードは無料です。各QRコードからダウンロードをお願いします。



iPhone版 Android版

夕暮れ時・夜間の交通事故を防止しよう

これからの時期、日没が早まり、夕暮れ時から夜間にかけて交通事故が多発する傾向にあります。市民の皆さん一人ひとりが交通ルールを守り、交通事故を起こさないように、また、事故に遭わないようにしましょう。

○歩行者の皆様へのお願い

夕暮れ時・夜間に外出する際は、**反射材用品の着用**が効果的です。運転手からよく見えるよう、明るい色の服装と反射材用品の着用を心がけましょう。

○自転車利用の皆様へのお願い

自転車に乗る際は、ヘルメットを着用し、夕暮れ時は、自分の存在をアピールするため、ライトの早め点灯と反射材の着用を心がけましょう。



自転車運転中の「ながらスマホ」・「酒気帯び運転」の罰則が強化されました!

↓
違反者は自転車運転者講習制度の対象となります。

○ドライバーの皆様へのお願い

スピードを控えめにし、早めのライト点灯で、見ること、見せることを徹底しましょう。特に、横断歩道では、歩行者がいないか十分確認しましょう。また、夜間に対向車・先行車がない時は、ライトを上向きにして、危険を早期に発見しましょう。